



# あんなが

平成21年

11

第44号



## 妙義山が織り成す不思議な光景

9月9日(水)の午後5時45分頃に人見地区から見る事ができた妙義山の神秘的な風景です。学習の森では妙義山をはじめとする上毛三山に関する企画展を行っています。皆さんぜひお越しください。(教育委員会撮影)

## 主な内容

- P 2 高額介護合算療養費の支給申請について
- P 3 住宅用太陽光発電システム設置補助金制度
- P 5 成年後見制度について

## 市長対話の日

11月28日(土) 支所 第2会議室  
12月はお休みです  
時間▶午前10時~正午  
※受付は午前11時30分まで  
※都合により時間が変更になることもあります

## 人口と世帯

人口	63,460人	(- 3)
男	31,059人	(- 5)
女	32,401人	(+ 2)
世帯数	23,696世帯	(+ 16)

住民基本台帳人口(9月末日現在)  
※( )内は前月との比較

# 高額介護合算療養費の 支給申請をお願いします

## ○高額介護合算療養費とは

皆さんが、医療機関にかかったときの自己負担額と、介護保険のサービスを利用したときの自己負担額が高額になったときは、それぞれ月単位で自己負担額の限度額が設けられており、限度額を超えて支払った自己負担額は高額療養費（高額介護サービス費）として保険から支給しています。

平成 20 年 4 月の診療（介護サービス利用）分から、それらを合算して年単位で自己負担額の限度額を設ける新しい制度（高額介護合算療養費）が設けられました。限度額を超えた分は、申請により支給します。

## ○限度額は年額で計算されます

限度額は年額で前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの分を合算します。ただし、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの診療（介護サービス）分は、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの分と合算して支給額を計算します。

所得区分	医療保険（国民健康保険、長寿医療制度または被用者保険）加入者と介護保険加入者（70 歳以上）
現役並み所得者	67 万円（89 万円）
一 般	56 万円（75 万円）
低 所 得 者Ⅱ	31 万円（41 万円）
低 所 得 者Ⅰ	19 万円（25 万円）

## ○世帯ごとに合算して計算します

この制度は医療保険（国民健康保険、長寿医療制度または被用者保険）と介護保険の両方に、自己負担額がある世帯が対象です。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象とはなりません。70 歳以上の人は全ての自己負担額を合算の対象にできますが、70 歳未満の人は 1 診療科目ごと 1 カ月 21,000 円以上の自己負担額のみが合算の対象です。

ただし、合算は医療保険ごとになります。同じ世帯に長寿医療制度加入者と国民健康保険加入者（または被用者保険加入者）がいる場合は、これらの医療保険を合算して計算しません。医療保険ごとに 1 つの世帯として計算します。

## ○所得や年齢に応じて自己負担限度額が決まります

自己負担額を合算した世帯の合計負担額から、自己負担限度額を差し引いた額が支給されます。差し引いた額が 500 円未満の場合は支給されません。

所得区分	医療保険（国民健康保険または被用者保険）加入者と介護保険加入者（70 歳未満を含む）
上 位 所 得 者	126 万円（168 万円）
一 般	67 万円（89 万円）
住民税非課税世帯	34 万円（45 万円）

※平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月までの自己負担限度額は（ ）内となります

## ○申請のしかた

◆国民健康保険または長寿医療制度に加入している人については、支給対象となる人（世帯主）へ 12 月上旬（予定）に、国民健康保険または後期高齢者広域連合から「高額介護合算療養費等の支給申請のお知らせ」に申請書を同封してお送りしますので、本庁国保年金課または支所住民税務課で申請手続きをしてください。

◆平成 21 年 7 月末日に国民健康保険または長寿医療制度に加入している人で、平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月までの間に他の医療保険から移行した人が支給対象となる場合については、移行前の医療保険から、この期間中に支払った自己負担額証明書（交付を受け、申請窓口へ提出してください）

また、同対象期間中に安中市介護保険以外の介護保険の利用があった場合、その介護保険者から自己負担額証明書の交付を受けた後、申請してください。

◆申請すると国民健康保険または後期高齢者広域連合と介護保険のそれぞれから支給される額が通知され、高額介護合算療養費が支給されます。

◆被用者保険に加入している人の申請手続きについては、それぞれの保険者にお問い合わせください。

問合せ▶市役所（☎382-1111）

国民健康保険の加入者 … 本庁国保年金課国保係・支所住民税務課国保年金係

長寿医療制度の加入者 … 本庁国保年金課給付係・支所住民税務課国保年金係

介護保険の加入者 … 本庁介護高齢課介護保険係・支所保健福祉課健康介護係

# 住宅用太陽光発電システムの 設置補助金制度を開始します

市では、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進および地球温暖化防止対策の推進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する市民の皆さんへ、設置費用の一部を補助する制度を開始します。

受付開始は、11月2日からです。ただし、国が実施する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の交付事務を行っている、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）で実施している補助制度の手続きを行い、平成21年11月1日以降に「補助金交付決定通知書」の交付を受けていることが条件です。

## 補助対象▼

平成21年11月1日以降に、自ら居住する住宅（居住部分が2分の1以上の店舗等併用住宅を含む）に新しく太陽光発電システムを設置または太陽光発電システム付き住宅を購入し居住すること。

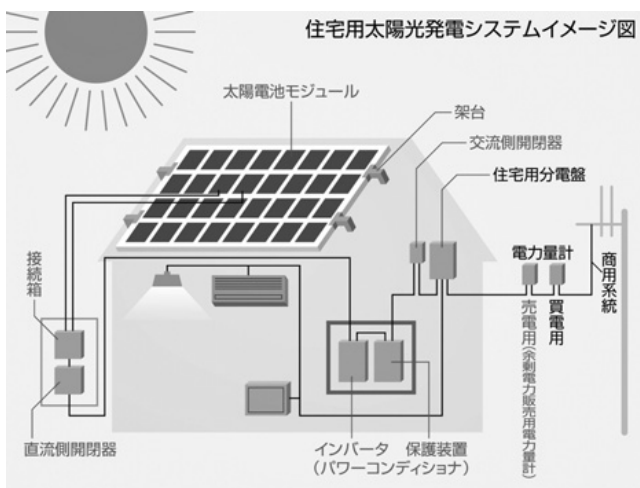
※自己の所有でない住宅の場合は、同意書が必要

※既に設置しており、増設する場合は対象となりません

## 補助対象者▼

次のすべての要件を満たすことが必要です。

1. 市税の滞納のない市民または市民とすることが確実と認められる人
2. 平成21年11月1日以降に、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）から「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の交付決定を受ける人



出典：太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）

※県が実施している設置補助金と併用は可能ですので、群馬県環境サポートセンター（☎027-232-9045）へお問い合わせください

補助金額▼太陽電池の最大出力1キロワットあたり7万円（上限20万円）

受付期間▼11月2日～平成22年2月15日

（先着順、予算額に達した時点で受け付けを終了します）

申請書提出先▼本庁環境推進課窓口または支所住民税務課窓口

（土・日・祝日を除く、午前8時30分～正午・午後1時～5時15分）

申請書類▼本庁環境推進課または支所住民税務課および安中市HPから入手できます。

問合せ▶本庁環境推進課環境衛生係  
支所住民税務課環境交通係  
（☎382-1111）



# 国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査

# 個別健診は 11月で終了します

平成21年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありません。皆さんの都合のよい時に希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は終了しました

個別健診実施期間▶11月30日(月)まで

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関(※印の医療機関は予約が必要です)



## 医療機関名

アミヤ医院 385-1511	公立碓氷病院 ※ 385-8221	半田内科医院 385-6031
有坂内科医院 ※ 381-0485	櫻井内科医院 ※ 385-8551	藤巻医院 393-1324
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	さわやかクリニック 382-8111	堀口医院 ※ 381-0229
いわい中央クリニック ※ 381-2201	正田病院 ※ 382-1123	本多病院 ※ 382-1255
上杉医院 ※ 381-0448	城田医院 ※ 385-7858	松井田病院 ※ 393-1301
大貫クリニック ※ 380-1181	須藤病院 ※ 382-3131	みやぐち医院 ※ 384-1126
岡田医院 ※ 385-8255	高橋医院 ※ 382-2210	茂木内科医院 382-2510
おにかた医院 ※ 385-1351	田口医院 393-1731	
くろさわ医院 393-5311	武井内科循環器科 393-1005	

50音順

## 注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください
- ◆65歳以上の人で受診票右面に基本チェックリストがある人は必ず記入してください
- ◆午前中のみを受診となりますので、朝食を食べずに受診してください

## その他

- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合または長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返しください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります
- ◆集団健診を受診した人は受診できません。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を安中市へお知らせください
- ◆被用者保険の被扶養者の人の特定健康診査も上記医療機関で受診することができます
- ◆安中市人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません

問合せ▶本庁国保年金課国保係(☎382-1111)

知っていますか

# 成年後見制度

成年後見制度とは認知症、精神障害、知的障害などの理由により判断能力が不十分な人が財産などの面で不利益を被ったり、人としての尊厳が損なわれないように、その人を支援する人（成年後見人など）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

## どのようなことに対して 支援が受けられるの？

### ◎財産管理

- ・本人の預貯金や不動産、株券、証券などの管理や契約などについて
- ・本人の契約に対する同意権と取消権

### ◎身上監護

- ・日常生活に必要な費用を計画的に支出することについて
- ・介護サービス利用契約、施設入所契約、医療行為の契約などについて



## どんなときに利用すればいいの？

- 物忘れなどにより、財産管理に自信がなくなってしまった。
- 悪質な訪問販売などにより、必要のない高額な品物を買わされてしまったので、そのようなことを防ぎたい。
- 一人暮らしで頼れる人もいないので、将来の不安に対する準備をしておきたい。
- 不動産の売買や生命保険などの受け取りをしたいが、契約書などの書類が理解できない。  
などの状況になってしまったとき。



### 成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

また、法定後見制度は「後見」・「保佐」・「補助」の3つに分かれていて、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見…現時点で、判断能力が十分でない人が対象です

任意後見…将来、判断能力が十分でなくなることに備えるものです

市では群馬県社会福祉士会の協力により、下記のとおり成年後見制度に関する相談会を行ないます。  
ご自身やご家族のことで心配なことがある人は、ぜひご参加ください。

※時間制・個別面談での相談会のため事前予約が必要です

開催日▶平成22年1月21日（木）

場所▶市役所本庁または支所 ※会場・時間は申し込み時にお問い合わせください

参加費▶無料

申込み・問合せ▶12月25日までに本庁介護高齢課までお申し込みください。本庁介護高齢課（☎382-1111）

# 人事行政の運営等の状況

市民の皆さんに、市役所についてより一層のご理解をいただけるよう、次のとおり平成20年度の市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。  
なお、より詳細な公表については、市ホームページ（<http://www.city.annaka.gunma.jp/>）で公開しています。  
問合せ▶職員課職員係 ☎382-1111

## 1. 職員の任免および職員数

(1) 職員の任免状況(平成20年度中 医療職含む)

採用者数	退職者数	62人	申込者数	93人	合格者数	18人
採用試験の実施状況	採用	29人	採用	93人	合格者数	18人
中級試験(H21.4.1)	採用	29人	採用	93人	合格者数	18人
初級試験(H21.4.1)	採用	29人	採用	13人	合格者数	2人

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況

区 部	職 員 数		対 前 年 増 減 数
	H20	H19	
議 会	5	6	-1
総 務	100	107	-7
一 般	37	38	-1
普 通	61	64	-3
行 政	52	52	0
会 社	2	2	0
計 画	33	33	0
農 林 水 産	8	8	0
商 工	40	40	0
土 木	338	350	-12
計 算	110	112	-2
教 育	448	462	-14
小 計	195	190	5
病 院	37	37	0
水 道	10	10	0
下 水 道	38	34	4
そ の 他	280	271	9
小 計	728	733	-5
合 計			

※普通会計部門における人口10,000人あたり職員数70.00人(類似団体の人口10,000人あたり職員数82.18人)

## 3. 職員の勤務時間・その他勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間…40時間  
始業時間…午前8時30分  
終業時間…午後5時15分

(2) 休暇の種類

年次有給休暇・病欠休暇・特別休暇・介護休暇  
(3) 育児休業及び部分休業

育児休業…その子の養育のためその子が3歳に達する日まで取得できます。  
部分休業…3歳に満たない子を養育する場合に1日2時間を超えない範囲で取得できます。

イ 年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	職員数
職員数	1人	12人	40人	82人	80人	81人	81人
区 分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	職員数
職員数	65人	62人	91人	92人	111人	11人	11人

合計…728人

ウ 定員管理の数値目標および進捗状況

(ア) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
786人	725人	61人	7.7%

(イ) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

区 部	H17年計画始期	H18年H19年H20年数値目標(参考)				
		1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	389	375	350	338	334
	増減(累計)	-	-14	-25	-12	-55
教育	職員数	117	117	112	110	111
	増減(累計)	-	0	-5	-2	-6
公営企業等会計部門	職員数	280	278	271	280	280
	増減(累計)	-	-2	-7	9	0
計	職員数	786	770	733	728	725
	増減(累計)	-	-16	-37	-5	-61

※各年4月1日現在

※計画期間は平成17～22年の5年間です。

## 4. 職員の分限および懲戒処分

(1) 分限処分

職員の勤務実績が良くない、その職に必要な適正を欠くなどの場合に行われる処分、免職・休職・降任・降給があります。

(2) 懲戒処分

職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に行われる処分、免職・停職・減給・戒告があります。

## 5. 職員の服務

営利企業等の従事状況

職員が営利企業等に従事することは制限されていますが、消防団などの活動には許可を得て従事させています。

## 2. 職員の給与

(1) 人件費の状況(平成20年度普通会計決算)

住基本台帳人口(平成20年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)
63,538人	20,821,757千円	1,004,139千円	4,467,737千円	21.5%

※平成19年度の人件費率21.2%

(2) 職員給与と費の状況(平成20年度普通会計決算)

職員数A	給料	給与		1人当たり給与(B/A)
		職員手当	期末・勤労手当	
447人	1,777,995千円	241,569千円	2,746,287千円	6,144千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市(一般行政職)	44.5歳	344,200円	395,400円
安中市(技能労務職)	49.6歳	289,900円	314,600円
群馬県	43.8歳	358,204円	434,305円
国	41.1歳	325,113円	-

(4) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	安中市	群馬県	国
一般行政職	172,200円	177,300円	172,200円
技能労務職	140,100円	143,400円	140,100円
技能労務職	140,100円	139,000円	-

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	経験年数7年以上10年未満		経験年数10年以上15年未満		経験年数15年以上20年未満	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	238,900円	-	285,500円	254,800円	332,400円	304,900円
技能労務職	-	-	207,700円	237,700円	-	-

※各年4月1日現在

※計画期間は平成17～22年の5年間です。

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	10人	2.7%
6級	参事	17人	4.6%
5級	課長・主幹	45人	12.1%
4級	課長補佐・係長・主査	127人	34.0%
3級	主査・主任	108人	29.0%
2級	主事・技師	53人	14.2%
1級	主事補・技師補	13人	3.5%

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤労手当(平成20年4月1日現在)

期末手当…年間3.00カ月  
勤労手当…年間1.50カ月  
※職制上の段階・職務の等級により役職加算が5～15%あります。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

勤続35年…自己都合退職：47.5月分  
勲奨・定年退職：59.28月分  
※定年前早期退職特例措置(3～30%加算)  
※退職時特別昇給はありません

ウ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

税務手当・社会福祉業務手当・火葬業務手当・夜間看護手当・拘束手当など17手当

エ 時間外勤務手当(水道・病院・介護サービス事業を除く)

支給実績…47,195千円  
職員1人当たり平均支給額(20年度決算)…95千円

オ その他手当(平成20年4月1日現在)

扶養手当・住居手当・通勤手当・管理職手当

## 7. 職員の福祉および利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策  
毎年、定期健康診断を実施し、職員の健康の保持増進に努めています。

(2) 職員厚生会に対する助成の状況

項 目	金額など
① 職員厚生会に対する助成金額	5,421千円
② 会員による掛金の額	14,060千円
③ 公費負担率：①/(①+②)	27.8%
④ 会員1人あたりの補助金額：①/会員数(739人)	7,335円

## 8. 公平委員会の業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況  
平成20年度において、措置要求はありませんでした。  
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況  
平成20年度において、不服申立てはありませんでした。



# 新型インフルエンザに 注意しましょう

## ●新型インフルエンザとは

今回、世界的に流行しているインフルエンザはブタ由来のインフルエンザウイルスが、人から人に感染するようになったもので、多くの点で季節性のインフルエンザに似ています。症状の多くは38度以上の発熱や咳、のどの痛みなどです。ほとんどの人が免疫をもっていないため、人から人へ感染が広まっています。

## ●新型インフルエンザの感染経路と感染を防ぐためには

新型インフルエンザも従来の季節性インフルエンザ同様の感染経路です。ウイルスは感染している人の「せき」や「くしゃみ」のしぶきに含まれているので、近くにいる人がそのしぶきを吸い込む飛沫感染とウイルスに感染している人の「せき」や「くしゃみ」のしぶきがついたところを手で触って、その手で鼻や口などを触ったときに粘膜から感染する接触感染があります。

感染を防ぐためにはこまめに手洗い・うがいを行うことや、マスクを着用するといったことが重要です。部屋の湿度を高めに保ったり、マスク無しで咳やくしゃみをするときはティッシュペーパーなどで口と鼻を覆い、顔をそむけるなどといった「**咳エチケット**」も励行しましょう。

## 重症化しやすい人は特にご注意ください

慢性疾患がある人や高齢者、乳幼児、妊娠中の人はインフルエンザに感染すると重症になりやすいと判断されています。感染を防ぐための習慣をつけるとともに、かかりつけ医がいる人は感染した場合の対応についても相談しておきましょう。

市・市健康づくり推進協議会・碓氷安中市医師会では新型インフルエンザに関する市民健康公開講座を行います。詳しくは24ページをご覧ください

# ストップ!! 児童虐待

## 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待とは保護者が子どもの心や身体を傷つける行為です。大きく次の4つに分類できます

- ・身体的虐待…殴る、蹴る、床に落とす、たばこの火を押し付ける、異物を飲み込ませるなど
- ・ネグレクト（養育の放棄・怠慢）…食事や風呂の世話が不十分、必要な医療を受けさせないなど
- ・心理的虐待…ひどい言葉でおびえさせる。無視、きょうだい間の著しい差別的扱いや子ども目の前でDVなど

・性的虐待…性的な言動を強いる、性的なものを見せるなど  
保護者が「しつけ」と言っても子どもが耐えがたい苦痛を感じることであれば、それは虐待です。虐待は家庭内のしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。

また、保護者であっても暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪などに問われます。

**虐待をする保護者も苦しんでいます。**虐待をする保護者は、育児への不安、家族の不和、病气、経済苦、地域からの孤立など様々な不安やストレスを抱えています。

**心配な親子を見つけたら**、市役所、高崎保健福祉事務所、西部児童相談所に相談してください。親子の様子を確認し、適切な支援を行います。

また、可能なら、一人の隣人として「心配しているよ」と親子に温かく声をかけてあげてください。

### 連絡先

市役所本庁子ども課・支所保健福祉課（☎382-1111）

高崎保健福祉事務所（☎322-13130）

西部児童相談所（☎322-2498）

## 悩まずにご相談ください

### 警察の各種相談窓口について

11月25日から12月1日までは犯罪の被害者やその家族などが置かれている状況や名誉、生活の平穏への配慮の重要性などについて、国民の皆さんの理解を深めることを目的として、内閣府が決定した「犯罪被害者週間」です。

警察では、犯罪の被害に遭った人や色々な悩みごとを抱える人からの相談をお受けしています。相談の内容は、被害の届出や事件の手続きについての疑問をはじめ、困りごとなどを聞いてほしいということでも結構です。女性にはご希望に応じて女性警察官や女性職員がお話をうかがいます。

群馬県警察本部の相談窓口は次のとおりですが、警察署や駐在所でもお受けしていますので、ご利用ください。

相談名	電話番号
警察安全相談	(☎027-224-8080)
性犯罪被害者相談	(☎027-224-4356)
犯罪被害者相談	(☎027-221-7777)
少年の悩み相談	(☎027-254-3741)
暴力団犯罪などの相談	(☎027-223-9386)

また、県公安委員会から犯罪被害者等早期支援団体の指定を受けた「NPO法人被害者支援センターすてっぷぐんま」でも犯罪の被害者やその関係者からの相談を受け付けています。

**相談先**▼NPO法人被害者支援センターすてっぷぐんま (☎027-243-9991 月～金曜 午前10時～午後3時)

**問合せ**▼安中警察署 (☎381-0110)  
松井田警察署 (☎393-0110)

## 平成21年第3回安中市議会定例会報告

9月7日から28日にかけて、22日間の日程で平成21年第3回安中市議会定例会が開催され、平成20年度の各予算の決算認定など、23議案を市長が提出しました。

- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 安中市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 安中市福祉医療費の支給に関する条例の制定について（全部改正）
- 安中市市税条例の一部を改正する条例について
- 安中市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 安中市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 土地の取得について
- 字の区域の変更について
- 平成20年度安中市一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成20年度安中市水道事業会計決算認定について
- 平成20年度安中市病院事業会計決算認定について
- 平成20年度安中市介護サービス事業会計決算認定について
- 平成21年度安中市一般会計補正予算（第3号）
- 平成21年度安中市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 平成21年度安中市介護保険特別会計補正予算（第1号）



# 平成20年度安中市各会計の決算報告

## 水道事業

### 収益的収入及び支出

水道事業収益	
営業収益	13億7,556万3,360円
営業外収益	6,037万2,816円
特別利益	3,858万7,062円
水道事業収益合計	14億7,452万3,238円

資本的収入及び支出	
企業債	3億5,000万円
他会計出資金	6,107万8,243円
他会計負担金	386万4,000円
固定資産売却代金	3万5,000円
工事負担金	2,894万9,850円
国庫補助金	3,181万4,000円
資本的収入合計	4億7,574万1,093円

水道事業費用	
営業費用	10億7,755万4,193円
営業外費用	1億9,134万6,526円
特別損失	48万5,210円
水道事業費用合計	12億6,938万5,929円

### 資本的収入及び支出

資本的収入	
建設改良費	4億8,913万5,239円
企業債償還金	6億3,007万1,598円
資本的支出合計	11億1,920万6,837円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億4,346万5,744円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,215万8,764円、前年度分損益勘定留保資金2,399万1,355円、当年度分損益勘定留保資金4億6,842万3,483円および減債積立金1億2,889万3,362円で補てんしました。

## 病院事業

### 収益的収入及び支出

病院事業収益	
医薬収益	24億8,035万9,670円
医薬外収益	1億4,747万1,551円
病院事業収益合計	26億2,783万1,221円

### 資本的収入及び支出

資本的収入	
出資金	2億8,003万5,536円
企業債	1億1,900万円
資本的収入合計	3億8,193万5,536円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,111万4,666円は、当年度分消費税資本的収支調整額24万5,466円および過年度分損益勘定留保資金1億6,586万9,920円で補てんしました。

## 介護サービス事業

### 収益的収入及び支出

総事業収益	
事業収益	4,513万8,452円
事業外収益	12万2,210円
総事業収益合計	4,526万662円

総事業費用	
事業費用	4,408万6,815円
事業外費用	2,607円
総事業費用合計	4,408万9,422円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、下記のとおり公表します。

○健全化判断比率（単位：％）

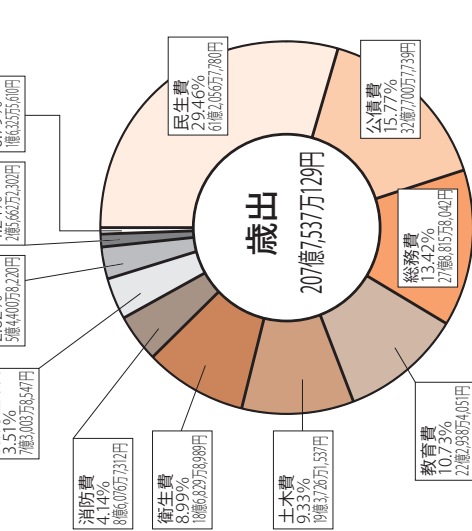
比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.78	20.00
連結実質赤字比率	17.78	40.00
実質公債費比率	13.5	25.00
将来負担比率	62.2	350.00

○資金不足比率（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	—
介護サービス事業会計	—
下水道事業特別会計	—

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が算出されたいたい「—」で表示しました ※全ての会計で資金不足が算出されたいたいため、資金不足比率は「—」で表示しました

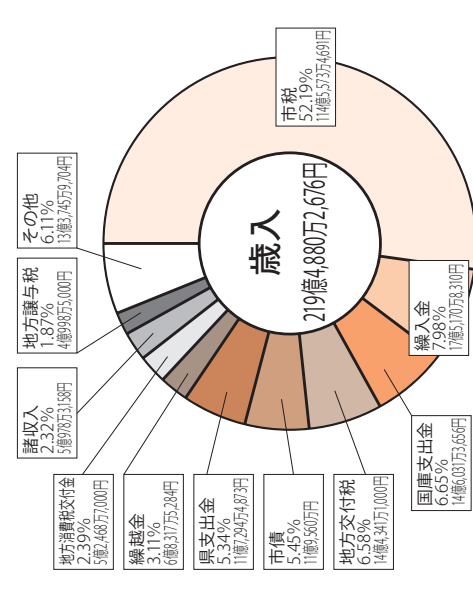
## 歳入・歳出 用語の解説



市税…市民税・固定資産税・軽自動車税など  
 民生費…福祉の充実、子育て支援などの経費です  
 公債費…市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です

## 一般会計

安中市の平成20年度一般会計総額は、歳入が219億4,880万2,676円、歳出が207億7,337万129円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は11億7,343万2,547円、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は、10億4,949万2,547円で、黒字決算となりました。



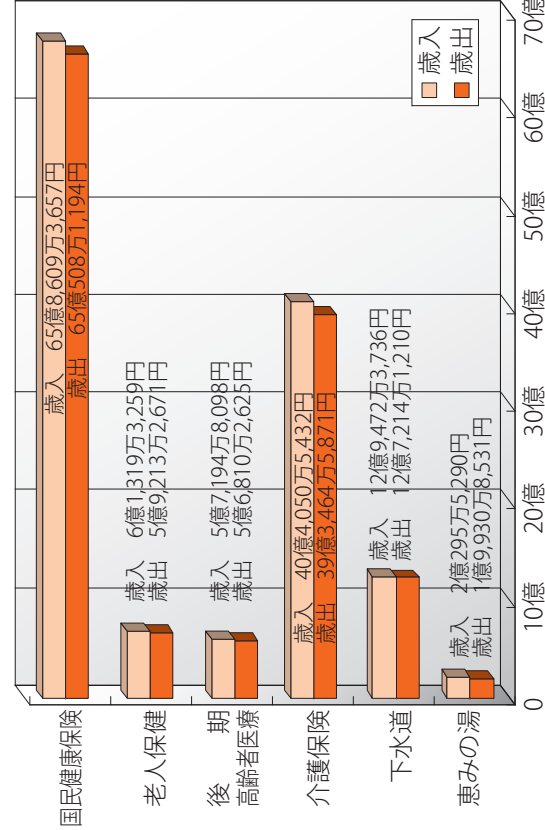
## 特別会計

特別会計は、特定の事業のために一般会計と切り離して経理しているもので、安中市の特別会計は国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、健康増進施設恵みの湯事業の6つの特別会計で構成されています。

平成20年度の特別会計総

額は、歳入が133億9,411万9,472円、歳出が130億7,141万2,102円で、歳入歳出差引額は2億3,800万7,370円の黒字決算となりました。

各特別会計の歳入・歳出額は次のグラフのとおりです。



問合せ▶財政課 (☎382-1111)

保護者の皆さんへ

# 子どもが犯罪被害に遭わないために!!

## 子どもたちと「我が家のルール」を作りましょう

○1人にならない  
外ではなるべく友達と一緒に行動しましょう。  
1人のときは周囲に気を配り、人家のある明るいつと場所を選んで行動するように指導してください。

○知らない人についていかない  
声をかけられたら、大人が手を伸ばしても届かない距離を保つことや、知っている人でも「お家の人に聞いてから」と言うように指導してください。

○外出先を親に言う  
外出するときは、誰とどこに行くか、何時ごろに帰るかなどを家族に伝えてから出かけるように繰り返し指導しましょう。

○危険なときは大声で叫ぶ  
万一、知らない人に身体をつかまれるなど危険なことがあったら、大声で助けを呼ぶように指導してください。近くの店や家に逃げ込むことも教えましょう。

## 親子で通学路の安全を確認しましょう

○「子ども安全協力の家」の確認  
子どもが助けを求めてきたら、警察への通報や親への連絡などの対応をしてください。通学路には何軒かありますので、あらかじめ親子で確認しておきましょう。

○危険箇所の確認  
人家や街灯の少ないところや、通りから死角になる場所など、大人から見ると危険と思われない場所を子どもと一緒に確認し「ここには近づかないでね」などと注意しておきましょう。

## 振り込む前に、電話で相談を!!

振り込め詐欺被害防止ホットライン (24時間受付)  
(☎027-224-5454)

## こんな詐欺にもご注意ください

詐欺の種類		防犯の心得
家族への愛情につけ込む 「オレオレ詐欺」	↓	家族しか知らない合言葉を決めて、本当の息子・孫かを確認しましょう。
郵便やメールでたまふ 「架空請求詐欺」	↓	身に覚えがない話は無視し、疑問があったら事実を確認し、警察に相談しましょう。
人の弱みにつけ込む 「融資保証金詐欺」	↓	うまい話には十分に注意し、家族や警察に相談しましょう。
税金などの払戻しがあると誘う 「還付金等詐欺」	↓	公的な機関が電話で還付金の連絡をすることはありません。

## 最近のだましの新手法

- 警察官、銀行協会などの職員をかたり、「あなたのキャッシュカード、通帳を確認する必要がありますので、受け取りに行きます。」などと電話し、皆さんの自宅へ行き、キャッシュカードなどをだまし取り、現金を引き出す。
- 銀行の顧客管理センターなどの職員をかたり、「あなたのキャッシュカードが使えなくなった。」「キャッシュカードを作りかえる必要がある。」旨のウソの電話をした後、「変更届」の書類を郵送し、暗証番号などを記入させキャッシュカードとともに返送させ、現金を引き出す。

## 防犯の心得

- ・銀行協会などの職員がキャッシュカード・通帳を預かることはありません!!
- ・郵送や訪問により、キャッシュカードを回収することはありません!!
- ・キャッシュカードの暗証番号は他人に教えてはいけません!!

# 振り込め詐欺にご注意ください

# 高齢者の皆さんへ 道路を横断するときは必ず止まって、左右をよく見て安全を確認しましょう

いつも使っている道路では自然と注意が散漫になりがちです。慣れた道路ほど危険が潜んでいます。道路を渡るときや一時停止・見通しの悪い交差点を通過するときは必ず止まって安全を確認してください。特に次のことに注意しましょう。

歩いているとき：「自分の歩行速度」と「車両の進行速度（自分との距離）」をしっかりと意識しましょう  
自転車に乗っているとき：「しっかりと止まる」ことを意識しましょう

また、秋から冬にかけては、夕暮れ時から夜間の交通死亡事故が多発する傾向にあります。そのため、群馬県警では9月から12月までの間「夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材活用促進運動」を実施しています。

夕暮れ時には運転者の皆さんは早めにライトを点灯し、事故を起こさないようにしましょう。歩行者や自転車に乗車する人は、反射材や明るく目立つ服装を身に付け、事故に遭わないよう気を付けましょう。

## 見える距離はこんなに違います

服装の種類	運転者から見える距離
黒っぽい服装	約30メートル
明るい服装	約50メートル
明るい服装 + 反射材	約120メートル

運転者の皆さんは「おもいやり運転」で事故を防ぎましょう

### 連絡先

- 群馬県警察本部 (☎027-1243-0110)
- 安中警察署 (☎381-0110)
- 松井田警察署 (☎393-0110)
- または近くの駐在所へ

# ケータイ・ネットは危険がいっぱい!!

「出会い系サイト規制法(※1)」により、出会い系サイトに関係した犯罪被害が減少する一方、プロフやゲームサイト等を利用する犯罪被害が多発しています。

このような状況から「有害サイト規制法(※2)」が施行され、保護者に対しては、その保護する青少年のインターネット利用を適切に管理するよう義務付けられました。

保護者の皆さんは、携帯電話やインターネットがもたらす危険性について十分理解し、子どもが有害情報の悪影響により犯罪の被害等を受けないよう注意するともにフィルタリングサービスの活用をお願いします。周りの大人は、青少年に何が良く何がいけないのかを教えてあげてください。

※1：「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

平成15年9月施行、同法の改正：平成20年12月施行

※2：「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

平成21年4月1日施行

家族で、携帯電話やインターネットには危険なサイトがあることを話し合い、安全に使うため次のような「我が家のルール」を決めておきましょう。

① 必ずフィルタリングをする	② 個人情報情報は絶対に教えない
③ サイトで知り合った人とは会わない	④ 他人を傷つけたり、迷惑になることは書き込まない
⑤ 学校のルールに従う	⑥ ネット（インターネット）を使うときのルールやマナーを学習する
⑦ 約束を破ったら使用禁止にする	⑧ 料金の上限を決める
⑨ 利用する時間を決める	⑩ 自分の部屋では使わない



# 国民年金からのお知らせ

## 11月は「ねんきん月間」です

国は皆さんに公的年金制度について正しく知っていただくため、11月を「ねんきん月間」としています。この機会に、あなたに身近で大切な国民年金について考えてみませんか。

### ○年金は世代と世代の支え合い

国民年金は、働く世代が高齢者世代を支える「世代間扶養」のしくみにより成り立っています。つまり、働く世代が負担する保険料が高齢者の収入（年金給付）になるのです。

世代間扶養のしくみにより成り立っている国民年金は、日本の経済社会が存続する限り、決してつぶれることはありません。

### ○国の負担があるので、納めた保険料を上回る年金が保障されます

年金の給付に必要な費用の2分の1が国の負担でまかなわれています。（平成20年度までは3分の1）

### ○長い老後を支える安心の終身保障です

国民年金は、生涯にわたり受け取ることができます。

### ○国民年金は、不測の事態にも備えます

病気やケガで障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときに、あなたやあなたの家族を守ります。

このように国民年金には様々な利点があります。これらの利点を受けるためには保険料を納めることが前提です。

国民年金への加入と保険料の納付は法律で義務づけられています。ぜひ、ご理解ください。

国民年金保険料の納付については、高崎社会保険事務所にご相談ください。

## 社会保険事務所から委託された

## 民間の会社が保険料のご案内をします

今年10月から高崎社会保険事務所の国民年金保険料収納業務の一部が「株式会社オリエントコーポレーション」に委託されました。

国民年金保険料を納め忘れた人への訪問や電話によるご案内などを「株式会社オリエントコーポレーション」の職員がさせていただきます。

なお、ATMの操作などをお願いすることはありませんので、振り込み詐欺にはご注意ください。ご不明な点がありましたら、高崎社会保険事務所にお問い合わせください。

## 付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は付加保険料を納めることができません。付加年金の加入を希望する人は本庁・支所の国民年金担当係へお申し出ください。

このページに関する問合せ▼

高崎社会保険事務所（☎322-17731）



## 11月の催し物ガイド

## ホール

## 「康友会」チャリティー発表会

1日(日)10:30～16:30 入場：無料  
問合せ：康友会(☎381-2929)

## 第19回童謡フェスティバル

8日(日)13:30～16:30 入場：無料

## 県高校芸術祭演劇部門県大会

14日(土)・15日(日) 9:30～18:00 入場：無料  
問合せ：県立伊勢崎清明高校(☎0270-25-5221)

## 安中市老人クラブ連合会福祉大会・講演会

27日(金)9:30～12:40 入場：無料

問合せ：松井田社協(☎393-3948)

## 青少年健全育成会市民のつどい

(記念公演白雪姫)

28日(土)14:00～17:00 入場：無料(要整理券)

問合せ：生涯学習課(☎382-1111)

## 学習室など

## 第4回市民フェスティバル第33回市民展

前期：12日(木)～15日(日)・後期：19日(木)～22日(日)

9:00～16:30 会場：文化センターなど

## 図書読み聞かせ

14日(土)14:00～15:00 入場：無料

会場：2F 和室

問合せ▶安中市文化センター

☎381-0586

午前8時30分～午後5時15分の間

休館日はP22をご確認ください

## ●今月のピックアップ

自宅ですら簡単におそばが作れ  
ます。大きな板も技術も必要なく、  
後片付けも楽々！一度体験して  
みませんか？  
日時▼12月5日(土)  
午前10時～正午  
場所▼文化センター  
調理実習室  
定員▼親子10組(先着順)

費用▼1人300円  
(教材費など)  
持ち物▼麺棒(もしくはラップ  
の芯)、三角巾、エプロン、ステッ  
プアップノート  
対象者▼小中学生(保護者同伴)  
申込み▼文化センター窓口また  
は電話でお申し込みください  
(受付開始10月30日)

安中市文化センター  
催し物ガイド

あんなかチャレンジスクール

「目からうろこのそば打ち教室！」

## 11月の催し物ガイド

## 大ホール

## 劇団ふるさときやらばん公演

## 「ミュージカルホープ・ランド」

8日(日)18:00～(開場17:30)

主催：松井田町ふるさときやらばんを観る会

入場：(全席自由)1,000円

## 第12回秋のコンサート「オペラ蝶々婦人」

21日(土)18:00～(開場17:30)

主催：松井田町音楽文化愛好会

入場：指定席3,500円・自由席2,500円

## 小ホール

## 第103回個展「日本人百人の心象和歌展」

18日(水)～22日(日)10:00～17:00

(※18日13:30～・22日15:00)

主催：石澤久夫幽玄派美術館 入場：無料

## 押し花絵展示会

27日(金)～29日(日)10:00～18:00

(※29日16:00)

主催：笑美の会 入場：無料

## ギャラリー

## 第34回秋季展

20日(金)～23日(月)9:00～17:00(※23日15:30)

主催：松井田美術クラブ 入場：無料

## きり絵展示会

27日(金)～29日(日)9:00～17:00(※29日15:00)

主催：松井田きり絵の会 入場：無料

問合せ▶松井田文化会館

☎393-4400

午前8時30分～午後5時15分の間

休館日はP22をご確認ください

## ●今月のピックアップ

エンリケ・クッティニ二楽団  
タンゴ・エモーション2009



日時▼11月27日(金)  
午後6時30分  
(開場 午後6時)  
場所▼松井田文化会館大ホール  
チケット▼全席指定  
前売…3,500円  
当日…4,000円  
※松井田文化会館・安中市文化  
センター・富岡市かぶら文化  
ホールで好評発売中  
※前売りで完売した場合は、当  
日券はございません  
※未就学児のご入場はご遠慮く  
ださい

松井田文化会館  
催し物ガイド

# 学習の森

## だより

No.49

『安中の1000万円』

### 国民学校高等科生徒の工場動員

#### 学習の森 文化財係

太平洋戦争の末期には、戦局の悪化に伴い労働力と物資の根こそぎ動員が行われました。その一環として昭和19年8月には、それまで旧制中学校3年以上であった工場動員が、旧制中学校1、2年生と国民学校高等科の児童生徒まで拡大されました。この決定を受け安中市域では、安中国民学校が亜鉛工場（現在の東邦亜鉛安中製錬所）、原市国民学校が、碓氷社（当時日本蚕糸製造原市工場）、磯部国民学校が磯部工場（現在の信越化学磯部工場）にそれぞれ1クラス位が農繁期終了後（12月前後）に動員されることになりました。

以下、実際に動員された皆さんの証言によりまずと、亜鉛工場に動員された安中国民学校高等科2年生（現在の中学2年生にあたる）の男子生徒約60名は、昭和19年11月に金田・飯沼訓導（当時は学校の先生を訓導と呼びました）と共に亜鉛工場に配属され、全作業工程に分かれそれぞれ担当の工員の指導を受け、作業を行いました。亜鉛工場では、供出された寺の鐘や当時日本領だった朝鮮から集められた銅製の祭祀用具などを溶かして銅や亜鉛の精錬を行っていたそうです。給料は1日あたり1円ほどでしたが休日ほとんど無く、3月の



平成21年度「文化財愛護ポスター」  
最優秀作品（敬称略）  
保立 琳太郎（松井田小6年）

卒業まで動員が続きしました。4月からは新2年生が終戦まで動員されました。原市国民学校は、製糸工場への動員だったため高等科2年の女子生徒が派遣されることになり横山せん訓導のもと32名が同年12月に入場しました。彼女たちは3月まで動員され、月に23日の出勤で賞与を含め33円と一般の女工員の初任給ほどの給料が支払われました。4月からは、新2年生が交代で入場し、終戦後の10月まで動員されました。磯部国民学校は、高等科2年の男子生徒38名が、11月に信越化学磯部工場に派遣されました。ここでも亜鉛工場と同じように各工程に分かれ工員の指導を受けながら作業を行いました。作業時間は、朝8時から午後4時くらいまでで一般工員より若干短かったようです。一応朝8時から1時間は授業を受けることになっていましたが先生が来ない事が多く、その場合は8時から作業に入りました。動員期間は、3月末までで給料は1日当たり1円で食事はなく弁当持参でした。信越化学では昭和20年4月から新2年生が動員されたという証言は得られていません。原材料不足のため、高等科生徒までは動員しなかったのかもしれない。

### 縄文耳飾り作り講座

縄文時代晩期には芸術性の高い土製耳飾りが作られていました。粘土・砂とも地元のものを使用し、生地作りから野焼きまで行い、本格的な縄文耳飾り作りを体験します。最終日には縄文土器（レプリカ）を実際に使って縄文料理を行い、食生活も体験します。

講師 ▼ 増田 修 氏（元桐生市教育委員会埋蔵文化財係長）

日時 ▼ 11月15・29日（日）、12月5・26日（土） 午前10時～午後3時

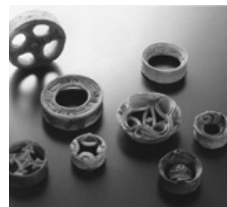
場所 ▼ 学習の森（ふるさと学習館）

対象 ▼ 市民のみなさん

定員 ▼ 20人（先着順）

受講料 ▼ 1,000円（材料費）

申込み・問合せ ▼ 11月5日（木）からふるさと学習館まで電話でお申し込みください。



### 写仏講座

色彩鮮やかな仏画を描くことで精神に安らぎを与えることを目的とした講座です。お手本となる原画を写すので、初心者でもきれいな仏さまの画像を描くことができます。今回は観世音菩薩立像を写仏します。完成した仏画はタペストリーにします。

日時 ▼ 11月14・28日（土）、12月13日（日）、1月16・30日（土） 午前10時～午後3時

場所 ▼ 学習の森（ふるさと学習館）

講師 ▼ 柴山 榮子 氏

対象 ▼ 市民の皆さん

定員 ▼ 20人（先着順）

受講料 ▼ 2,500円（材料費）

申込み・問合せ ▼ 11月5日（木）からふるさと学習館へ電話でお申し込みください

問合せ ▶ 学習の森  
安中市 2-7-6 22  
3382-7622 33  
3382-7622 33  
Fax 3379-0123  
〒379-0123  
安中市上間仁田9番地

furusato@des.city.annaka.gunma.jp  
http://www.city.annaka.gunma.jp/gakushuunomori/





# 生涯学習 だより

安中市教育委員会

タイトルにある「生涯学習」とは、学校はもとより、社会の中で、生涯をおとして行なう様々な学びのことです。生涯学習は、人との出会いを通じて行なわれる「学び合いの活動」であるともいえます。

市教育委員会では、生涯学習によるひとづくり・まちづくりを推進し、より豊かな郷土をつくりたいと考えます。

生涯学習だよりは、市民一人一人の学びの機会が広がっていくことを願い、学びの場「出会いの場」をお知らせするページです。

## 平成21年度安中市人権教育講演会のお知らせ

市では、人権週間の始まりにあわせて、今年度は「高齢者の人権」をテーマに『高齢者が安心して暮らす社会づくり』と題して、ジャーナリストの江森陽弘さんを講師に、人権教育講演会を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時▶12月3日(木) 午後3時～4時50分  
(開場: 2時30分)
- 場所▶安中市文化センター ホール
- 内容▶講演会「高齢者が安心して暮らす社会づくり」  
講師: ジャーナリスト 江森陽弘 さん
- 定員▶先着800人(入場無料)

### 講師紹介

早稲田大学卒業後、朝日新聞社に入社。社会部次長、編集委員などを務める。編集委員を務める傍ら、



「江森陽弘モーニングショー」のキャスターを兼務。現在、「地球子どもクラブ」理事、法務省「人権啓発資料展」審査員などを務めるほか、各地での講演や執筆活動を精力的にこなし幅広く活躍している。

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎382-1111)

## 平成20年度 人権作品集『おもいやり』から バリアフリー

松井田南中学校 三年 青木祥子

ある日、私が車の中でラジオを聞いていたときのことです。ちょうどそのときは、高崎のあるお店に電話をかけておすまじを教えてもらうコーナーをやっていました。私はそれまでポーツと聞き流していたのですが、お店の人が「バリアフリーになっています。」と言ったその時ふと、

「高崎はバリアフリーの街なんだよなあ…」  
と思い出しました。

学校で人権週間があり、車椅子バスケットボールをしている高橋俊一郎さんという方のお話を聞いたことがありました。その中で高橋さんが「高崎をバリアフリーの街にする。」と言って、さまざまな活動を行っていることを紹介してくれました。その時は高崎がバリアフリーの街だと言われてもピンときませんでした。高崎に行ってみても、障害を持つ人にとつて優しい街になっっているなんて思ってみたこともなかったからです。しかし、そのラジオを聞いたことでわかりました。お店が自慢しているバリアフリーの街だったのです。

高橋さんのお話はおもしろく、とても興味深いものでした。何で足が動かなくなってしまうのか、病院でどんなことがあり、どんな思いをしていたのか。あるいは、鍵のかかった公園の車椅子用トイレの使用について高崎の市長さんに会って改善をお願いしたこと、これをきっかけにして「高崎のバリアフリー」に取り組んだということなども話してくださいました。自分のつらい経験を生かし、自分と同じように障害を負っている人たちのために住みやすい街をつくることは、その人にしかできないことです。素晴らしいことだなと感じました。

街をかせいでより住みよい街をつくる。つくるのは、私たちです。体が不自由な人たちから話を聞き、必要なものはつくり、改善が必要なのは改修していく必要があります。とても大変なことだろうけれど、お互いに助け合っつていくことによって、街だけでなく心もバリアフリーになっていくのだと思います。そうやってつくり上げたものは、きっと街の自慢であり誇りになるのではないのでしょうか。

問合せ▶  
生涯学習課生涯学習係(☎382-1111)





### 福祉ふれあい祭り

9月20日(日)にスポーツセンターで第9回福祉ふれあいまつりと安中市社会福祉大会が開催されました。

当日は各種表彰状・感謝状の贈呈が行われたほか、保育園児による発表や、各種模擬店が出店されたほか、福祉バザーも行われ、会場は多くの人でにぎわいました。



### 100歳おめでとうございます

9月23日(水)に辻中せんさん(松井町松井田)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。

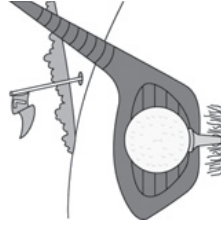
これからもお元気にお過ごしください。



### 安中市商工関係者ゴルフ大会

9月27日(日)にローズベイクアントリークラブで186人が参加して安中市商工関係者ゴルフ大会が開催されました。

当日は安中市商工会によりチャリティー募金が行われ、212,000円の募金が集まりました。この浄財は災害時用の基金に預けられ、災害が起きたときに活用されます。



### 救急の日講演会

9月16日(水)「救急の日講演会」が松井田文化会館で行なわれました。講演会では、須藤病院の玉田医師が、脳の疾患についての講演をした後、安中消防署松井田分署の隊員による心肺蘇生法の実技指導が行なわれました。

参加者の皆さんは講演に熱心に耳を傾け、真剣な表情で心肺蘇生法の実習を行なっていました。



### 秋の全国交通安全運動

秋の全国交通安全運動が9月21日(月)から30日(水)の10日間にわたって行われました。

24日(木)には安中警察署前と松井田バイパスで交通安全関係団体による街頭指導が行われたほか、30日は安中総合学園高校と新島学園高校の生徒がそれぞれの学校の前の道路で安全運転を呼びかける街頭指導を行いました。







秋季火災予防運動のお知らせ

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

実施期間▶11月9日(月)～15日(日)

重点目標▶①住宅防火対策の推進

②放火・火災・連続放火・火災予防対策の推進

③特定防火対象物における防火安全対策の徹底

実施事項▶

市消防団では期間中、各水利の点検・調査、サイレンの吹鳴(期間中の午前7時と午後6時)、消防署では学校などへの立入検査および水利の点検・調査、防火広報を行います。

火災の発生状況▶

今年11月からの安中市の火災は、9月末までで15件で、うち建物火災10件、その他5件です。

また、統計上火災にならない事故扱いは3件発生しています。

問合せ▶安中消防署(☎382-1818)

本庁安全安心課生活安全係(☎382-1111)

「群馬銀行 環境財団賞」

群馬銀行環境財団では、自然環境の保全活動および調査研究について優れた業績をあげた団体や個人などを支援しています。今年度も次のとおり募集しますので、ご応募ください。

テーマ▶

①地球環境や生態系を守るため

の实践活动、研究、提案など  
②地球温暖化防止に効果のある身近な工夫や实践活动など

応募資格▶県内の営利を目的とする事業活動を行わない法人・団体および個人

応募期限▶12月7日(月)

問合せ▶(財)群馬銀行環境財団事務局(☎027-255-16160)

※応募方法など詳しくはお問い合わせください



幼年消防クラブ 防火パレードについて

幼年消防クラブでは、高崎市等広域消防局管内の約900人の園児が参加し、次のとおり防火パレードを実施します。

この行事は、火災予防運動事業として例年実施しているもので、幼年期における正しい火の取り扱いについての防火教育を図り、火遊びなどによる悲惨な火災による事故を未然に防ぐことを目的とし、防火パレードのほか火の用心の作文披露、三つの誓い、くす玉割り、消防音楽隊の演奏、火の用心の歌斉唱などが予定されています。

日時▶11月13日(金)

出発午前10時

場所▶シティギャラリー1ハローフォーラム(広場)周辺(高崎市高松町)

問合せ▶高崎市等広域消防局予防課(☎324-2214)

犯罪被害給付制度のお知らせ

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、重傷や重病を負ったり、障害が残ったりした被害者に対し、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするもので、次の3種類があります。

詐欺の種類		防犯の心得
遺族給付金	∴	被害者が死亡した場合、遺族に支給します
重傷病給付金	∴	被害者が重傷・重病になった場合に被害者本人に支給します
障害給付金	∴	被害者に障害が残った場合に被害者本人に支給します

※親族間での犯罪、犯罪被害の原因が被害者にもある場合、労働者災害補償保険(労災保険)などの公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部または一部が支給されないことがあります

※オウム真理教による犯罪被害者や遺族に対しては「オウム真理教による犯罪被害給付金制度」があります

問合せ▶

県警察本部広報広聴課

(☎027-243-0110)

安中警察署(☎381-0110)

松井田警察署(☎393-0110)



無料相談を開催!!

安中法務行政クラブでは地域の行政書士・司法書士・土地家屋調査士による『なんでも無料相談』を次の通り実施します。予約は不要です。会場に直接お越しください。

日頃気がかりな心配ごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

日時▶11月14日(土)

午前9時～正午・午後1時～4時

※受付は午後3時30分まで

場所▶市役所本庁3階 305会議室

相談員▶

- 群馬県行政書士会安中・松井田地区会員
- 群馬司法書士会安中・松井田地区会員
- 群馬土地家屋調査士会安中・松井田地区会員
- 富岡公証役場公証人

相談例▶

- 相続・遺言・売買・贈与・担保抹消などの登記
- サラ金・クレジット・訴訟問題など
- 成年後見制度の利用(任意・法定)
- 建物の新築・増築・取り壊しなどの登記
- 土地の境界・地図(公図)の訂正など
- 遺言書の書き方、農地転用、国・県・市などへの許認可申請など

※その他なんでもご相談ください

後援▶安中市

問合せ▶安中法務行政クラブ事務局(担当 中島)

(☎385-3655)

相談案内

11月1日→12月15日

Table with 2 columns: Date and Consultation Details. Includes categories like 行政相談, 無料法律相談, 年金相談, 人権相談, 健康相談, 生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など, 妊婦生活相談(母子手帳交付), 労働相談.

行事カレンダー

11月1日→12月15日

Calendar table with columns: Date, Day of Week, Event Name, Event Details. Lists various events such as 市民展前期, 市民展後期, 市民展後期, 市民展後期, etc.

※第4回安中市議会定例会一般質問は8日(火)に全質問が終了した場合、9日(水)は休会となります

休館のご案内

Table with 2 columns: Location and Dates. Lists closure dates for 恵みの湯, 峠の湯, 鉄道文化むら, 文化センター, 文化会館, 碓氷川熱帯植物園, スポーツセンター, 学習の森, 老人福祉センター.

健康通信

11月は結核検診があります。子宮がん、乳がんの集団検診も始まりです。また、12月からは子宮がん、乳がんの集団検診も始まりです。どの検診も申込者に対し受診票が個別に郵送されます。日時、会場などは通知をご覧ください。申し込んでいない人を受診を希望する人は、本庁健康課(☎382-1111)にお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

11月1日・15日(日) 12月6日(日) 午前8時30分～正午 業務内容 ○住民票の写しの交付 ○戸籍謄本・抄本の発行 ○印鑑証明書の発行 ○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (11月1日～12月15日)

Table with 3 columns: Date, Operator Code, Operator Name. Lists water pipe repair operators for each day from 11/1 to 12/15.

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

Table with 4 columns: Operator Code, Operator Name, TEL, TEL. Lists contact information for the water pipe repair operators.



# 歴史に親しんでみませんか？

## 旧丸山変電所内部公開！

市教委では、近代化遺産の全国一斉公開に合わせ国指定重要文化財の「旧丸山変電所」の内部を一般公開します。ボランティアアガイドの皆さんによる解説もあります。アプトの道を散策する際には、ぜひお立ち寄りください。

期間▼11月3日(祝)～8日(日)

午前10時～午後3時

交通手段▼横川駅から徒歩約30分です

(車では、行けませんのでご注意ください)

### 学習の森企画展連続講座

## 「上毛三山を究める」(全6回)

学習の森ふるさと学習館では10月23日から企画展「上毛三山 赤城・榛名・妙義の歴史と信仰」を開催しています。今回の企画展に関連して次のとおり連続講座を行いますので、皆さんぜひご参加ください。

日	時	内容・講師など
第2回	11月8日(日)	対談「上毛三山の成り立ちー上毛三山の地質構造ー」 中島啓治氏・中村庄八氏
第3回	11月23日(祝)	鼎談「上毛三山の山麓遺跡」 前原豊氏・若狭徹氏・大工原豊氏
第4回	12月6日(日)	「上毛三山と山岳信仰」 時枝 務氏

各回 午後1時30分～3時30分

※以降の日程は来月号でお知らせします

募集人数▼50名(先着順)

費用▼無料

申込み▼電話で学習の森までお申し込みください

問合せ▼学習の森(☎382-7622)



## 市民健康公開講座を 開催します

全国的に新型インフルエンザ(A/H1N1)が流行し、感染者が急増しています。季節が冬に向かい、空気が乾燥するにつれて、今まで以上流行することが予想されることから、市、市健康づくり推進協議会、碓氷安中医師会では市民の皆さんを対象として、感染予防・感染拡大防止に役立ててもらうために、新型インフルエンザの基本的な知識や予防方法などについての市民健康公開講座を開催します。

ほとんどの人が免疫をもっていないため、人から人へ感染が広まっている新型インフルエンザ。私たちはどのように対応すればいいのでしょうか。心安らぐオカリナコンサートも講座終了後に行いますので、皆さんぜひお越しください。

日時▼12月5日(土) 午後1時30分開場

○第1部 健康講座 午後2時

内容…「新型インフルエンザについて」

講師…藤巻康喜医師(藤巻医院院長)

○第2部 オカリナコンサート 午後3時

奏者…新井淳子(オカリナ)・松下展大(キーボード)

曲目…アヴェマリア(シューベルト)・竹田の子守唄 ほか

場所▼安中市文化センター

入場▼無料(全席自由)

主催▼安中市・安中市健康づくり推進協議会

共催▼碓氷安中医師会

問合せ▼本庁健康課保健指導係(☎382-1111)

碓氷安中医師会(☎381-0404)